

東北公益文科大学 総合研究論集

18

戦時厚生事業下における菊池俊諦の児童保護思想の様相

— 調和・統一思想を分析軸として —

(付) 戦時厚生事業下菊池俊諦略歴・文献目録

竹原幸太

2010年7月20日発行

研究論文

戦時厚生事業下における菊池俊諦の児童保護思想の様相

— 調和・統一思想を分析軸として —

(付) 戦時厚生事業下菊池俊諦略歴・文献目録

竹原幸太

1. 先行研究と本研究の課題

1) 先行研究

社会事業史研究では戦後に生成された生存権を根拠とした福祉観は戦前の特に児童保護事業に存在したとされ、戦前・戦後の断絶の歴史としてではなく、芽生えつつあった生存権が戦時体制で後退・消滅を迫られ、戦後に再編成していったとする連続・継承の視点で捉える見解が提起されている（吉田、1990：496-497）。

戦前最初の児童保護に関する法律として存在した感化法下の感化事業には貧困、虐待、非行、障害等で養育・教育が困難な児童の支援が求められ、その対応の不備を痛感した実務家の間では、児童の観点から社会・国家に生存、保護を請求していく「児童の権利」論が共有されていたことが明らかにされており、この「児童の権利」論を感化教育・少年教護の分野において積極的に主張した人物の一人が本稿で取り上げる菊池俊諦である¹。

菊池俊諦（きくちしゅんたい、1875～1972）は師範学校長から日本で最初の国立感化院（現児童自立支援施設）武蔵野学院長として抜擢され、1920年代から1940年代初頭までの感化教育・少年教護事業をリードし、戦後は故郷石川県の安専寺住職として長寿を全うした人物である。

従来は筆名が多く、研究機関に所属していない菊池に注目する研究は極めて乏しい状態であったが、石原剛志により武蔵野学院赴任以前の菊池の師範学校長の業績及び武蔵野学院有志と設立した児童保護協会の機関誌『児童保護』誌における筆名の業績が明らかにされ、ようやく菊池の先見的な児童保護思想に光が当たり始めた（石原、2000、2004、2005a）。

近時では、非行児童処遇を支える本質的視野を歴史的に確認する作業として

も菊池の業績が注目され始めている（竹原、2009a、b）。

2) 本研究の課題と方法－「思想の問題」としての菊池俊諦の児童保護思想

石原の研究は、戦前社会事業と戦後社会福祉事業との連続・継承の視野に学びながら、戦前児童保護事業における「児童の権利」思想の内実を明らかにしつつ、菊池に至っては人的資源確保を目的とした戦時厚生事業下において思想の転向を迫られながらもなお、自らの立場を保っていたとする見解を示し、戦前児童保護事業と戦後児童福祉事業との連続・継承性について考察を加えている（石原、2005b：93-96）。

吉田久一は戦時厚生事業下で「人的資源の保護育成」が要請され、自由主義的な「要保護性」、「要救護性」の論理を持続することが困難となっていた時期でもなお、自由主義的な主張をすることは「理論よりもむしろ思想の問題」とし、「戦時ファシズムの「厚生」的発想の中で消滅を余儀なくされた社会事業対象の種々相の発掘と再構成は、研究上の間隔を埋めると共に、そこが戦時生活における矛盾の集中心点という意味で、すぐれて思想的意味を持ち、実証的反省ともなる」としてその発掘の重要性を説いている（吉田、1974：256）。

本研究では吉田が指摘する「思想の問題」としての社会事業思想の発掘を意識しつつ、その対象として児童保護事業における菊池の児童保護思想に検討を加えたい。

検討方法は、第一に戦時厚生事業下の菊池の立ち位置を確認する前提として、社会事業思想、とりわけ社会連帯思想との関連から菊池の児童保護思想の骨格を明らかにする。

第二に、社会事業が戦時厚生事業へと移行していく1937（昭和12）年支那事変（以下、日中戦争と表記）勃発以降の時代思潮と照らして菊池の論調に検討を加える。その際、菊池の思想の基底にある調和・統一思想を分析軸として設定し、類似する思想的系譜の社会事業家と比較を行う。

第三に、石原の研究では本格的な考察がなされていない菊池の戦後の原稿等に検討を加え、戦後の菊池の証言を踏まえた上で、戦時下の菊池の立ち位置を明らかにする。

以上を通じて、戦時厚生事業下で消滅したかに見える児童の観点から立論される菊池の児童保護思想の行方を明らかにし、その評価を行いたい。

2. 菊池俊諦の児童保護思想の骨格

1) 社会連帯思想の吸収基盤としての調和・統一思想

1919（大正9）年に武蔵野学院長に就任した菊池俊諦は、国立感化院の使命であった非行児童処遇の科学的研究とともに、処遇を支える思想も深めていった²。

大正期は思想界において高い理想を掲げて人間を「自然の奴隷たる境地から人格にまで押し進める」人格主義が流行しており、教育界でも人格形成を本位とする「人格的教育学」が台頭し、プラグマティズムの教育論等も積極的に取り上げられた（藤原、1943：419-431）。

石原剛志は大正教養主義で説かれた人格主義と『八大教育主張』の論者の一人である小原國芳の全人教育論が菊池の児童保護思想に影響を与えたとしている（石原、2004：29、2005a：8）³。

師範学校長であった菊池が大正期の教育思想に学んでいたことは想像に難くないが、菊池はこれより以前の金沢第四高等学校の学生時代に、明治を代表する哲学者である恩師西田幾多郎よりプラグマティストジェイムズ（W. James）の心理学の講義を受けており、その学問的背景を生かして自らもジェイムズやヴンド（W. Wundt）の行動主義心理学を講じた（菊池、1936：14-16）。したがって、西田の講義は菊池が大正期の思想を吸収していく基盤として少なからず重要な位置づけにあると考えられる。

小坂国継は西田が金沢第四高等学校の心理学、倫理学の講義でジェイムズを取り上げていることに触れながら西田の思想に分析を加え、「西田にとって唯一の根本的実在は主観と客観の未分離の状態としての「純粹経験」であり、いわゆる主観界と客観界、ないしは精神界と物質界はかような純粹経験の抽象的両極面に他ならない」として両者の思想の共通点を指摘している（小阪、1988：99）。

西田にとって金沢時代に培った「純粹経験」はその後の中心概念となり、代表作である『善の研究』（1911年）でも反映され、意識の統一とその分化された意識内容とは根本的には異なりながらも、意識の統一がより根本的であり、その下でそれらはいい連関して合一していると捉え、西田哲学では「統一」や

「合一」が鍵概念であることが確認できる（仲村・武田、1982：439、443）。

西田哲学の解釈は多様であるが、一般的には西洋の哲学に学びながらも、東洋の思想や日本の伝統を典型的に代表するものといわれており、西田に師事し、ジェイムズの心理学に学んでいく菊池も主客が一致した純粹経験論を基本哲学にしたことが推測できる。

菊池が感化教育界に転じて最初に著した著書は1923（大正12）年出版の『感化教育』（感化教育会）であるが、同書では人格主義と純粹経験論とを結合させ、主客が一致した調和的人格体としての社会・国家観が描かれ、こうした社会・国家観をもとに感化教育の内実が説かれている。

菊池は児童の「人格的価値を認識する」に至り「人格的自由の擁護」を中心思想とする積極的、教育的、精神的処遇の児童保護時代への移行を明らかにした上で、人格という語を「個的生存と社会的生存とを完了せしむる統一体である」と定義し（菊池、1923：20-21）、社会の本質は個人と社会とが同時存在を為す「人格体」と捉えて、社会事業の理念であった社会連帯思想に依拠して「共存共栄」を理想とした（同前、94-95）。すなわち、非行児童の更生と社会・国家の発展の調和的關係を理想として、その実現方法として社会連帯思想を吸収して感化教育の意義付けを行った。

2）社会連帯思想に基づく社会事業思想の系譜

社会連帯思想とは、自由放任主義の反省の上に成立した思想であり、「道義的性格と社会科学的性格を総合し、自由主義と社会主義の中間を志向した西欧近代型の社会改良主義」といわれ（吉田、1994：138-139）、大正期の社会事業界で流行ともなった思想である。

田子一民は床次竹次郎内務大臣時代に内務省に創設された社会局の第一課・第二課の課長を務めた後、1922（大正11）年に社会局長となり、同年、著書『社会事業』を著し、同書において社会連帯思想を説いている。

田子は先ず、「現代社会の欠陥は、個人と社会とを別々に観念する二元観の強烈なこともその一つである」と状況分析を行い、「自己は社会を組織し、個人の組織体は社会であることを軽視する傾きがある」ことを憂い、「私は今の社会に、もう少し、私達の社会と云う観念、自覚をふるひ起こしたいものと望むものである」と問題提起する（佐藤、1980：14）。

続けて、「私達の社会、全体の一部、一部より成る社会、私達の社会の観念は発達しなければ、社会も個人も進歩しないのである」と述べ、慈善でも救済でもない、共同責任として社会連帯思想を位置づけ、社会事業を「社会生活に於ける幸福を与へ、不幸を取り除こうとする社会的な継続的努力であると定義してもよい」と説いた（同前、16、20）。

田子の問題意識は、個人の救済レベルにとどまっている慈善事業の限界を克服し、社会連帯思想をもって社会の幸福の増進を図る社会事業を組織していくことであった。

こうした意識は田子だけに限ったものでなく、例えば、1920（大正9）年に全国慈善事業大会（1903年開始、その後全国感化救済事業大会、全国救済事業大会へと名称変更）が全国社会事業大会へと名称変更されたことから、社会事業への移行意識を伺うことができる。

同時期、内務省嘱託であった生江孝之も『社会事業要綱』（1923）において社会連帯思想を説いている。

生江が社会連帯思想を説いていく上で参考としたのは、第一次世界大戦後に国際連盟委員会委員長を務めたフランスの政治家レオン・ブルジョア（L.V.A.Bourgeois）の社会有機体観に基づく社会連帯思想であるが、生江は「社会の一部に弱者貧者の保護を要するものがある場合に、社会的強者富者が之を保護するの義務を有するのは自然の道理」としながら、これが一面的正義の概念であるとする。

そこで、生江は「社会連帯責任は相互の責任であり義務である」と相互義務を強調しながら、「弱者も亦弱者としての最善の義務責任を尽すの観念が必要である」と弱者自身も連帯義務を均しく担うことを説明し、社会階級を超えた次元での社会連帯思想を唱えた（一番ヶ瀬、1983a：32）。

また、生江は社会連帯思想に根拠付けられた社会事業の実現方法として、「連帯責任の精神を涵養するに努力すること」、「社会的立法の力に依って之を実行せしむること」、「世の識者先覚者が個人的に若くは団体的に社会の福祉増進を目標として社会に奉仕すること」を提案し（同前、34）、生江自身がプロテスタントであったこともあり、究極的には人類愛の覚醒の必要性を説いた⁴。

吉田久一は、田子の『社会事業』を社会の進歩や個人の幸福を社会全体の力

で増進すべきことを論じた「日本社会事業成立の記念塔の一つ」として、生江の『社会事業綱要』を「日本社会事業成立の一里塚」として、それぞれ高く評価しており（吉田、1994：140）、この時期の代表的思想であることが確認できる。

一方、吉田は社会連帯思想が英米型思想に基づいた解釈とともに、仏教や儒教的思想に基づいた解釈がなされたことも指摘しており、個を基本とする社会連帯思想を仏教的縁起的有機体思想に基づく調和の上に説き、浄土宗社会事業の基本を作った人物として菊池のかつての教え子であった矢吹慶輝の社会連帯思想を紹介している（吉田、1982b：583、1994：139）⁵。

矢吹は先ず社会事業を論じる前提として、救済の主体と客体の上下関係ないし階級性の除去に意識を向け、「社会福祉或は福利事業（Social Welfare Work）或は社会奉仕（Social Service）等といふ名称」は上から下にという意味合いが伴うため、階級区分の意味を含まない用語として社会事業を解釈する（吉田、1982a：86）⁶。そして、クーリー（C.H.Cooley）の社会組織論やデュルケム（E.Durkheim）の社会分業論等の社会学説に学びながら社会事業に考察を加え、「科学は連帯共同の根本精神を与えた」とし、「連帯共同思想によりて社会事業を考察するようになったのは全く近代社会事業の一特色である」として、連帯共同の観点からの社会事業への移行を指摘している（同前、98-100）。

矢吹は連帯共同の基底を仏教思想に求め、連帯共同の観念が「永遠なる人類の理想」を指していることを述べ、「仏教が無常変化（進化退化）の中に涅槃経に所謂真我大我即ち無我の生命を見出し、全縁相應の自我の生命を現はすべしと為すこと」が、「連帯共同の概念を宗教的に、理想的に説き現はしたものである」と説明し、最終的には「社会事業は社会共同の責任として為さるべきもので、広い意味での人類文化精神、報恩の勤めである」と仏教の報恩の概念から社会事業を説明した（同前、124）⁷。

矢吹の仏教社会事業理論はさらに展開され、仏教では「二元対立観ではなく一元統一の人の考えに帰らなければならぬ」ことを示し、「和合即ち連帯共同の中に進化がある」と述べて（同前、143）⁸、仏教の統一的観点をもって、社会の階級闘争の克服を目指した。

仏教の宗派の違いにも目を向ける必要があるが、徳岡秀雄が指摘するように、仏教の中心思想が「縁」・「縁起」といった相互関係志向にあり、すべての事象

が様々な間接要因（縁）によって生じるという円環的なシステム論の認識枠組を有するとすれば（徳岡、2006：112-118）、社会連帯（共同）思想は仏教思想と極めて親和的なものだといえるだろう。

3) 菊池の社会連帯思想の系譜

武蔵野学院赴任以降、菊池は田子、生江に児童保護事業に関する教えを受けており（菊池、1936：56）、両者の社会連帯思想に学んでいった。

また、西田の主客一体の純粹経験論にも学び、且つ仏教徒でもあった菊池にとっては、社会連帯思想はなじみやすい論理であった。

菊池が社会連帯思想に依拠しながら、社会・国家を「人格体」として論じていく際、あるいは個人と社会・国家との「共存共栄」を論じていく際に鍵概念とした用語は「調和」ないし「統一」であった。

例えば、菊池は「人は全体の一部を視ると共に全体を視ることを怠るべからず、己に偏して他を忘れることは往々にして人を邪道に導くものなり」と注意を促し（菊池、1928a：21）、「真の調和」とは「自他の識別」があることとして（菊池、1928b：18）、次のように述べた。

「従来稍々もすれば個人人格を制限することが国家のために必要だと考えて居たが、是は大なる誤りである。換言すれば、国家的人格と個人人格とは、二にして一なるもので、国家なき個人、個人なき国家は到底想像することはできぬ。」（菊池、1931：59）

これは、まさに社会・国家の本質を「調和的人格体」として捉える表明であり、菊池は調和的人格体としての国家の建設を志向して「主客一体の世界」を理想としつつも（同前、36）、一方で全体に埋没しない個人人格にも目を向けている点では、一般的に描かれる戦前天皇制家族国家とは質の異なる国家観を描いており、慈善的な救済思想とも性格を異にしていることが分かる。

こうした意識は、「個人愛護の為でもなく社会擁護の為でもなく、全く社会連帯の為に為されつつあるのが、現代の感化教育」であり、「児童を単に個人として又社会人として眺むるのではなく、此二者を超越した統一人として、個人と社会とを統合したものとして、眺めようとするのが、今日の児童保護事業であり、同時に感化事業である」という説明にも表出されており（同前、301）、菊池が調和・統一思想の上に社会連帯思想を吸収していることが確認できる。

すなわち、菊池は矢吹と同様に西欧型の社会連帯思想に学びながら、観念の上で個人と社会・国家との調和・統一を志向する連帯思想を描いていたと判断できるだろう。

4) 社会連帯の具体化としての個人の権利と社会・国家の保護義務との調和

菊池は社会連帯思想を実践に反映させることは、個人と社会・国家との共存共栄の実現につながると考え、「共存共栄の精神は、権利の確認と義務の遂行に存す」と述べ（菊池、1928b：19）、社会連帯思想の具体的実践方法の構図として、生存を要求する個人の権利と生存を保障する社会・国家の保護義務との調和関係の樹立を説き、それが共存共栄を促して調和的人格体としての国家の建設につながると考えた。

「児童の権利」の論拠も個人の権利と社会・国家の保護義務との調和関係の下に展開されている。

菊池は「児童の権利」が「悪魔の声」とも批評されていることに対して、「児童の権利として叫ばれている事柄は畢竟児童に即しての立言であって、家庭や社会などを無視するものではない。（中略）権利という語に拘泥して、その真意を失ってはならぬ」と個人一辺倒の権利論ではないことを断り（菊池、1931：106）、「児童の権利と親の義務とは唯一つの事柄を表と裏とより見たものである。（中略）親の権利と言い、児童の義務といふは、畢竟同一の事柄を両面から眺めたまでのことである」と「児童の権利」と親（ないし社会・国家）の保護義務との表裏一体関係を力説していった（菊池、1929：4）。

しかし、個人の権利と社会・国家の保護義務との関係に関しては、注意深く考察する必要性も指摘されている。

例えば、笛木俊一は、1924（大正13）年に北海道家庭学校の記念講演で牧野英一が提起した「最後の一人の生存権」概念は「家」制度を基盤とした天皇制家族国家が前提とされ、最終的には個人よりも国家に比重が置かれていることを指摘しつつ、社会連帯思想に基づき幸福追求事業として主張された田子の社会事業論も牧野と同様の構図であると捉え、社会連帯思想において国家権力が楽観視されている問題を指摘している（笛木、1996：13）。

笛木が指摘するように、牧野の生存権論は、「最後の一人の生存権を保全することに因って、最後の一人までを必要の場合に於て国家の犠牲たらしめるこ

とを得るのである」と国家への実用主義ないし功利主義的観点から個人の生存権が語られている（牧野、1924：90-91）。

これは菊池の児童保護思想における「児童の権利」論でも検討すべき点であり、菊池は「児童の権利」を対親（家）、社会、国家と時々を使い分けて論じるが、表裏一体関係や調和関係が説明されるに過ぎず、親（家）、社会、国家の次元の差異は言及されていない。

しかし、菊池の場合、次世代継承者として児童の重要性を認める「社会的実用思想」は「一步を誤れば、極めて偏狭な社会的利己性の発揮」となる思想として退けて（菊池、1923：92-96）、児童の自由人格の促進とともに「児童の権利」を説いている点は、牧野とは異なり、より個人に比重を置いた権利論であるといえるだろう。

3. 戦時厚生事業下における児童保護事業の再編

1) 社会事業から戦時厚生事業への変質

社会連帯思想は大正期から昭和初期にかけて社会事業の思想的根拠となったが、1937（昭和12）年盧溝橋事件を契機とした日中戦争の勃発は、長期戦体制に備えた国策を着手させることとなった。

社会事業も例外なく戦時体制への協力が求められ、要保護者への救済のみならず、その対象者を拡大し国家へ奉仕していく人的資源の涵養が求められるようになり、社会事業思想から厚生事業思想への移行が図られていった（吉田、1972：218-221、1994：166）。

こうした論調を啓蒙する役割を担ったのが日本社会事業研究会であり⁹、1938（昭和13）年1月に厚生省が設置されると社会事業から厚生事業への名称変更を推進し、1940（昭和15）年紀元二千六百年（神武天皇即位紀元二千六百年）全国社会事業大会には同研究会の中心メンバーであった磯村英一、牧賢一、山口正らが「日本社会事業新体制要綱－国民厚生事業大綱」を発表した。

同要綱序説では、国内「新体制」の目的として「高度厚生国家の建設」及び「東亜民族厚生指導の確立」を掲げ、国民厚生事業施設の整備拡充によって国民生活の安定並びに体位の保持増強を期待すると同時に、社会事業対象者となる要

保護者も人的資源として保護育成していく旨を掲げている（日本社会事業研究会、1940：3）。すなわち、国民全体を「臣民」として捉え、「人的資源の確保培養の国家政策具現への協力」事業として社会事業を戦時厚生事業へと再編していくことを目的として掲げた（同前、9）。

同研究会のメンバーはこの目的を共有しながら、それぞれ異なる方法で「新体制」を唱えており、吉田久一の区分に従えば、唯物弁証法的（マルクス主義）社会事業理論と観念論的社会事業理論とに区分される（吉田、1972：111-115、127-128、1974：225-227、255）。

唯物弁証法的（マルクス主義）社会事業理論とは、客観的情勢の変化に即して社会事業の任務も変質すると捉える立場であり、この系譜として位置づけられる代表人物は磯村英一、牧賢一であり、大河内一男の人的資源論に立脚した社会政策論に影響を受けながら¹⁰、社会事業から戦時厚生事業への再編を促進した。

一方の観念論的社会事業理論とは、歴史、思想的変遷から社会事業の任務を描き出す立場であり、この系譜として位置づけられる代表人物は山口正であり、大阪府行政職時代には田子一民や生江孝之等に学び、社会連帯思想の体系化を図ったが、戦時体制に移行していく時期には社会連帯による救済観を排し、積極的に戦時厚生事業への再編を推進した。

両者の主張によって、戦時厚生事業の性格が明確化され、体系化が図られていったが、とりわけ、「厚生事業に改称せよ」と力説し（山口、1939a）、日本型ファシズムを形成しながら厚生事業の性格を強固に唱えたのは山口であった。

山口は、先ず「厚生事業を基礎づける根源的な思想は、国家主義、日本主義、国民主義等といった言葉で充分現されていると思うが、全体主義という言葉も広く行はれている」として、厚生事業の根源的思想を全体主義に求めている。

続けて、「従来社会事業の基礎的思想とするところは社会連帯主義であった」が、それは「個体を結合として全体をつくりあげ」る「個体主義に立つ有機体観」であり、「全体主義は全体が前面に押し出されて、個体が全体の部分たるに止り、その全体が無限な生命の具現者にほかならぬとして全体の絶対性を認める思想である」と社会連帯思想を退け（山口、1939c：23-24）、「今日の厚生事業は国家目的から把握されるところの目的概念であるといわねばならぬのである」と国家目的に即した全体主義的厚生事業への移行を説いた（同前、26）。

さらに、山口は厚生事業の思想的根拠を日本文化の歴史にも求め、「歴史的立場によりて認識される厚生事業は、隣保相扶、慈恵事業、社会事業すべての部面をも含めて全体的総合的に理解する」と主張した（山口、1939b：69）。

山口が歴史過程の分析概念として依拠したのは仏教の因縁説と西田哲学であった。山口は、「世界は矛盾を包蔵し、矛盾は運動を促し、運動は生成となり、生成はさらに創造とならねばならないのである」と述べ、「矛盾的自己同一」が世界構造の原理であるとし、作られた従来 of 社会事業から新しく厚生事業を形成する「新体制への通路」を理論的に説明した（山口、1940：107-108）。

そして、最終的には日本文化の家族国家的精神性に注目し、「民は各職分を盡して自我功利の思想を拜して国家奉仕を第一義とし、皇道を翼賛し奉る一億一心拳国一体の完全調和の有機的生活共同体である」とまで述べて（山口、1941：5）、全体主義的共同体観の下に厚生事業の意義付けを行い、戦時体制に率先して協力していった。

山口の厚生事業理論は、西田哲学にも影響を受けながら、国家・階級・個性を調和的に包摂総合させたといわれ（吉田、1972：221、1974：212）、全体主義と調和思想が重なっていったことが確認できる。

2) 厚生省社会局による児童保護事業再編

戦時厚生事業下の「新体制」論は児童保護事業にも反映され、厚生省社会局児童課初代課長伊藤清の名で公刊された『児童保護事業』では¹¹、ナチスドイツやファシストイタリアの児童保護事業を概観し、児童保護は単に救護とか救済とかいう消極的な意味を超えた「Child Welfare（児童福祉）」と規定する一方で、「児童保護事業は夫れが社会事業の一分野として在るのみでなく、広く国家の貴重なる人的資源としての児童全般の心身の保護とその向上とを企画する積極的な事業である」と人的資源論から児童保護事業の意義付けがなされた（伊藤、1939：14-15）。

また、厚生省社会局発行『児童保護の重要性に就て』では、「家に子無きはその「家」の断絶を意味する」だけでなく、「[「国」の部分であり「国」の細胞である「家」の崩壊を意味している」と家と国との延長関係を示し、「家の宝」、「国の宝」として児童を保護養育する責任を説きながら、「多産奨励」のための方策が講じられた（厚生省社会局、1940：1-4）。

このように、戦時厚生事業下において、児童保護事業は「家」制度に依拠した一大家族国家観の下に再編され、兵力増強等の功利主義的関心に基づく人口政策として期待されるに至った。

菊池の実践分野であった少年教護分野も例外なく変質が求められ、石原剛志が指摘するように、日本少年教護協会『児童保護』誌において、「新体制」が語られ始め、社会事業研究会の中心であった牧賢一は下記のように児童保護事業の再編を述べた。

「児童保護を「文化」の面に於いて見ることは夫れ自体決して誤りではない。それは児童を、美しきもの、弱きもの、可憐なるもの、本来純にして正しきもの、神の子、と観ずる詩的な審美的な児童観から出発し、抽象的な若しくは観念論的な「全人」を目指す教育観によって導かれる。然しながら、一個の、社会や国家から切り離して観念される独立した「児童」や「全人」の思想は全く自由主義哲学の所産である」（牧、1940：18）

唯物弁証法的（マルクス主義）社会事業理論の系譜として位置づけられる牧からすれば、戦時下に突入り、人的資源論に依拠した戦時厚生事業へと移行していく中で、児童保護事業も国家施策との関わりから再編されるべきは当然であり、児童の観点から立論される菊池や高島巖（被虐待児保護施設「子供の家」施設長）の思想は「自由主義哲学の所産」として攻撃対象となった。

それに対し石原は菊池、高島は「自由主義」からの非転向を表明して「新体制」の圧力に「抵抗」したと見ており、菊池に関しては、「今や新体制の声が、社会の各方面に普ねからんとしている。（中略）翻って稽ふるに、上来私の述べたる事柄を再考し、若は先年私の論評したる少年教護の究竟原理を回想すれば、其の根本精神に於ては、殆ど加ふべきものあるを知らざる感がある」（菊池、1941a：21-22）と従来を保持して非転向を表明したとし、人的資源論をめぐる児童保護論争として取り上げている（石原、2005b：93-95、2009：7）。

3) 自由主義的社会事業論の動向

戦時厚生事業下における抵抗に関して、吉田は「戦時下における自由主義的社会事業論は、理論というより思想の問題」と捉え、「社会事業界では反戦論はむろん、非戦論もみられなかった」としながらも、「しかし、社会事業が新体制の一翼として厚生事業に編成されていく中で、これを批判し、あるいは批

判とまでいえなくとも、自由主義の立場から非協力的な社会事業理論がなかったわけではない。また表面は時局迎合的態度をとりながら、本音は自由主義者という人もいた」としている（吉田、1974：295）。

その上で、「しかし、それも日中戦争までであった」とし、「太平洋戦争期においては、自由主義的社会事業思想はほとんど消滅」し、「総じていえば自由主義的社会連帯理論は戦時厚生事業理論に頭を垂れ、ある場合には積極的に戦時国家に協力した」と評価を下している（同前、298）。

そうした限界も認識し且つ「自由主義と一括するには幅も広すぎる」と断った上で、吉田は山田節男、灘尾弘吉、大谷好雄、天達忠雄、森長英三郎、竹中勝男、竹内愛二、生江孝之、田崎健作、牧野虎次、矢内原忠雄等の主張に分析を加えている（吉田、1972：222-225、1974：295-298）。

吉田自身も自覚しているように、厳密には抵抗形態や抵抗を継続していた時期等によって抵抗の質を詳細に分析する必要があるが、少なくとも、「児童の権利」等、児童の観点を基軸とした自由主義的な児童保護思想を主張することが困難な状況であってもなお、非転向を表明する菊池の立場は、吉田が言う「思想」の問題として取り上げることができるだろう。

4) 分析軸としての調和・統一思想

吉田は観念論的社会事業理論の系譜として、山口とともに、「物心一如」、「主客合一」等、仏教理念を背景にした小澤一の社会事業理論に検討を加え、被援助者に目を向けていた小澤が1941（昭和16）年の決戦段階に入り、仏教的認識論の「統一」概念と全体主義とを結合させていったと指摘し、同時期、やはり矢吹の仏教社会事業理論も全体主義に変質していったと指摘している（吉田、1974：279-285、1982b：591-592、598-599）。

仏教宗派の思潮的差異を明らかにする必要があるが、ここでは仏教理念と西田哲学に共通性を有する「調和」、「主客合一」、「統一」等の鍵概念が戦時厚生事業と親和性を持っていたことに注目したい。

なぜなら、仏教徒であり、西田哲学にも学んだ菊池の思想的基盤は、個人と社会・国家との調和・統一思想にあり、こうした思想的基盤の下に社会連帯思想を吸収した菊池の児童保護思想も観念論的性格が強く、類似する思想的系譜に位置づく山口や小澤、矢吹との比較対象となるからである。

上述したように、調和・統一思想には国家権力が持ち込まれる素地があり、石原が「個人と社会との調和」と「個人の権利」とが相互に矛盾する性格であり、それを菊池がどこまで自覚していたのかと鋭く疑問を提起したように（石原、2004：30-31）、菊池の思想的矛盾点はやはり拭いきれない。

しかし、逆にその矛盾点こそ、戦時体制下でどのように表出されているのかが注目され、菊池の本音が引き出され、どのような立場をとっていたかの分析軸ともなるだろう。

4. 戦時厚生事業下における菊池俊諦の抵抗

1) 戦時体制下の菊池の文献目録

戦時厚生事業下において、キリスト教ヒューマンイズムの社会連帯思想は愛を基軸に戦時中にも立場を変えず抵抗したとされ、生江孝之は「戦時体制の厚生事業へ積極的にくみすることは少なく、たとえば終生社会事業という用語を使っていた」といわれる（一番ヶ瀬、1983b：410）。

一方、仏教的調和思想あるいは西田哲学を背景とした山口正は、有機体的調和思想をもって前近代的な家族主義を復権させ、社会連帯思想を全体主義思想へと変質させていき、同様の思想的系譜に位置づく小澤一、矢吹慶輝も戦時体制への協力は1940年代の決戦下で遅かったものの、結果としては戦時厚生事業へ加担することとなった。

こうした事実を見た場合、西田哲学や仏教に共通する調和・統一思想は厚生事業下の全体主義と親和性をもって戦時協力の下に吸収されていったと考えられ、類似する思想的系譜に位置づき、さらに国立少年教護院長であった菊池も戦時厚生事業に協力していったのではないかと予想される。

しかし、管見の限り、日中戦争が開始される1937（昭和12）年以降の菊池の論文タイトルには「厚生事業」と「新体制」を迎合するようなタイトルは見当たらない（戦時厚生事業下における菊池の略歴及び文献目録は付録を参照）。

以下では、吉田久一の示した時期区分に従い、自由主義的社会事業理論の抵抗が見られる日中戦争～太平洋戦争緒戦期（1937～1940）と自由主義的社会事業理論が消滅する太平洋戦争決戦下～敗戦期（1941～1945）とに区分して菊池

の論調を考察していく。

2) 日中戦争～太平洋戦争緒戦期（1937～1940）の論調

日中戦争が開始され、国民総動員が叫ばれ始める1937（昭和12）年段階では、菊池は「今次の支那事変は、複雑なる国際情勢の間に在って、我が国の使命を遂行すべく、吾人に与えられたる絶大なる事件である」と捉え、「国民精神総動員運動の絶叫せられる時に当り、吾人教護の用務に任ずる者は、一層の熱誠と努力とを以て、此の運動に参加せねばならぬ。願はくは、此の運動をして真に偉大なる国民運動たらしめよ」と時局迎合的発言をしている（菊池、1937a）¹²。

一方で、「児童権利思想の伸長は、之を半面より見れば、児童に対する国家の義務思想の伸展とも見ることができる。（中略）国家即ち社会は、児童を支配する最上の権利と権力とを有するもので、あくまでも是等の権利と権力との実行を主張し得るものであり、又主張せねばならぬものである」と「児童の権利」を唱えている。

もっとも、「児童の権利」の代行者としての社会・国家側に力点を置き、「支配」という言葉も使用しているが、「国家は進んで其の親権を擁護し、適正なる親権の発動を促し、以て児童の人格に保障を与えねばならぬものである」とも述べており（菊池、1937b：26-27）、この時期においてもなお、「児童の権利」論から児童の人格保障を唱えていることは「児童の権利」と「社会・国家の保護義務」とのバランスに注意を払っている点で注目される。

翌年には、「聖戦既に一年。その真の相を捉えることは必ずしも容易ではない。（中略）国民総動力の声をして、真実に力あるものとならしめんには、本当の相に徹した国民的自覚を啓培することが、根本問題であり、先決問題である。若し誤りて其の幻像を捉えて満足することあらんか、洵に国家百年の体計を失する虞がある」と消極的ではあるが、時局への批判を唱え始めている（菊池、1938）。

1939（昭和14）年に入ると、厚生省社会局等によって人的資源論を基軸とした児童保護事業の再編が進められていったが、菊池は「時勢の動きにつれて、新奇なる事項が、続々として教護上加はり来ることは、敢て不合理ではなからうが是等を包括して、（中略）或観点より言えば、経営の実際は、益々事業の本質を遠ざからんとする傾向すら之なきにあらずである」と教護事業の再編

に待ったをかけ、「時としては、反抗的に、放縦に流れ、事業を冒瀆するが如き嫌あるものも、之なきに非る有様である」と時局への批判のトーンを上げている（菊池、1939a：16）。

1940（昭和15）年に入ると時局への批判はより具体化していき、「政治は国民の現実生活を規制すると同時に、国民生活に一の理想を与えんとするものである。（中略）此の二つの方面が十分に調和統一して存する所には必ずや偉大なる政治がある。国家興亡の跡を顧みるまでもなく、現実の規制に偏して、理想を忘れたる政治によりて何ものが得られたであろうかは、吾人の明かに想像し得る所である」と社会が戦時協力に偏向していくことに警鐘を鳴らしている（菊池、1940a：80-81）。

日本社会事業研究会が発表した「日本社会事業新体制要綱」に対しては、「理想建現の行動として今回の大会（1940年紀元二千六百年全国社会事業大会－筆者注）を精察すれば尚多くの問題の存することは謂うまでもない。（中略）茲に目標として掲げられている国民生活の確保並に刷新というが如き積極的意義は十分に認めらるるも社会事業の本質は茲に在りと断定して果して良いであろうか」と疑問を呈しており（菊池、1940b：37）、非常にきわどい批判として注目される。

3）太平洋戦争決戦下～敗戦期（1941～45）の論調

吉田の指摘によれば、決戦下に突入していくこの時期には、既に時局へ疑問を呈すことは困難となり、自由主義的社会事業理論は消滅していくこととなる。

児童保護事業においても、「新体制」論が制度に反映されていくこととなり、少年教護事業は1941（昭和16）年3月に公布された国民学校令1条「皇国の道に則りて初等普通教育を施し国民の基礎的錬成を為すを以て目的とす」とする方向と軸を一にし、同年少年教護法が改正され、少年教護法施行令1条の教護目的に「皇国の道に則り普通教育を施し」と明記して、人的資源の涵養が期待されるに至った（日本少年教護協会、1941：53-56）。

菊池は戦時厚生事業の方向に即して児童保護事業、とりわけ、少年教護事業が再編されていくことに対して耐え難い思いがあり、「新体制」の法的根拠を除去すべく、時局へ疑問を呈する方法を法律の改正に求めて、次のように述べた。

「予常に思う。御裁可を仰ぎ、国法として公布せられたる法律は、国家の最

高意思を表現したので、国民は之に対して絶対服従の義務がある。併しながら、合法的に、合理的に、之を批判することは、国民に与えられた自由である。」(菊池、1941b : 38)

また、前述した牧からの「自由主義哲学の所産」とする批判に対しても、自らの児童保護思想からの非転向を表明した。

しかし、この時期には菊池のきわどい抵抗も影をひそめていくこととなり、菊池は少年教護法改正と時を同じくして武蔵野学院を1941(昭和16)年3月に退職し、以降厚生省嘱託として発表した論文は「新体制」に関する発言を抑え、教護実務の回想的記述にシフトしており、1942(昭和17)年末をもって厚生省嘱託を自らの願いにより辞職し、故郷の安専寺住職に専念するため、石川へ帰郷した。

菊池自身の進退に伴い、1942(昭和17)年以降は執筆そのものが少なくなっていく、太平洋戦争が激戦化する1943(昭和18)年にはもはや一線を退いていた。

同年10月に開催された日本少年教護協会主催の少年教護法施行10周年記念行事においては、少年教護事業功労者として表彰され、全国少年教護院長事務打合会に来賓参加したが(日本少年教護協会、1943 : 24-25)、それはオブザーバー的な関与に過ぎず、この時期には社会的な発言はなくなっていった。

4) 時局への批判の中和としての調和・統一

日中戦争～太平洋戦争緒戦期段階では、まだ戦時体制の方向性が不明確であり、菊池は表面上は時局の言葉を取り入れながら児童保護事業の方向性を述べている。

しかし、徐々に戦時厚生事業の性格が明確にされていく中で、「新体制」の方向性は否定しないが、それだけでは不十分として疑問を唱える批判方法をとっている。

その際、時局への批判を中和するための用語として、調和・統一を用いているのが菊池の特色である。すなわち、山口、小澤、矢吹の全体主義を説明する用語としての調和・統一とは異なり、菊池は時局に対する批判的見解を中和する用語として調和・統一を使用しているのが注目され、菊池の調和・統一思想は一貫してバランスを保つことに配慮されていることが確認できる。

続く太平洋戦争決戦下～敗戦期段階では、「新体制」の中で叫ばれる法理念、

とりわけ、教護理念を今日いわれるプログラム規定として捉え、従来の教護理念を総括しながら、見えにくい形で人的資源論に依拠した教護理念を現場の力で読み替えていく姿勢があるように思われる。

太平洋戦争が激化し始める時期の武蔵野学院長及び厚生省嘱託の辞職理由は高齢によるものか、時局の方針についていけなくなったのかの考察は必要であるが、事実だけを見れば、激戦下においてはもはや自らの立場を保つ発言が困難となり、身を引いて沈黙したと理解できる。

少年教護法の制定に情熱を燃やし、教護理念を深めていった菊池にとって、少年教護法「改正」による教護事業の再編は耐え難いものであり、自らの教護思想を貫く抵抗としての退職だったようにも思われる。

5. 戦後菊池文庫の証言と菊池俊諦の児童保護思想の評価

1) 戦後の証言としての菊池文庫

戦時厚生事業下において、菊池が自らの主張を保ち得たのか否かを明らかにする上では、戦時下の文献に加え、戦後の菊池の証言として位置づく戦後の原稿等を調査・分析する必要がある。

戦後に菊池が公刊したものは『児童福祉の諸問題について』（石川県社会事業協力会、1948）、『児童福祉百題』（自費出版、1971）があるが、その他にも児童・少年問題や宗教関連の手書き原稿を数多く残しており、それらは財団法人矯正協会矯正図書館（東京都中野区）、安専寺（石川県羽咋郡）に菊池文庫として所蔵されている¹³。

ここでは戦時厚生事業下における児童保護思想の様相に関する菊池の証言を取り上げ、菊池の児童保護思想を検討したい。

2) 戦前児童保護と戦後児童福祉との連続・継承性への発言

終戦を迎えた1945（昭和20）年、菊池は既に70歳を迎えていたが、本業の住職に専念する一方、1948（昭和23）年には、石川県地方児童福祉委員、石川県社会事業協力会調査研究部委員を担い（直山、1948）¹⁴、同協力会から小冊子『児童福祉の諸問題について』（全32頁）を発刊した。

同書において、菊池は児童と向き合う態度を解説しながら、戦前児童保護事

業と戦後児童福祉事業との連続・継承性を次のように述べている。

「児童福祉法は、画時代的な法律である。しかし、この法律の制定は、一朝にして突如として現われたものでない。先覚者の多年の努力の結晶したものであるが、中にも、終戦後における英米思潮の権威が之を促進したことは、何人も疑わざるところである。終戦以前においても、英米思想の輸入は、総合的児童保護法の制定を要望せしめたのであるが、戦争の深刻苛烈は、児童問題を暗黒の中に追いやってしまった」（菊池、1948：9）

児童福祉法に通じる理念が既に戦前児童保護事業の実務家の間で浮上していたのにも関わらず、戦時下で表面上は追いやられたことを証言しており、下記の別稿においてはその事情をさらに詳述している。

「戦後における特別な事情と関連して、児童福祉法や、（児童－筆者注）憲章が定められたことは、誠に慶賀すべきことであるが、併し是は戦後の所産であり、米の法制の移植であると看做すべきではない。戦前においても、之にまさる思想が発生しつつあったことを看のがしてはならない。而も一には、西洋の新思想の影響により、二には多年實際家の経験から来た創意によるものである。見方によれば、實際家の運動は、昭和12年の事変を境として、所謂戦時状態にはいつてからは、泡沫的な存在を保つに過ぎなかった。此のような、言わば潜在的状態にあった思想並行動が戦後の事情の急変に応じて、再燃焼し始めたと言っても、必ずしも無謀とは断じられない」（菊池、1966：31-32）

児童福祉思想に通じる児童保護思想は、1937（昭和12）年の日中戦争以降に泡沫的存在へと追いやられていったと具体的な時期を明記しつつ、戦後の事情と関連して戦前の児童福祉に通じる思想が再燃していったと、戦前児童保護と戦後児童福祉との連続・継承性を力説している。

3) 抵抗軸としての「学校教育以上の教育化」論

別稿でも論じたように（竹原、2009a：89）、菊池は感化院（少年教護院）の教育内容は児童の個別性を捉え、児童の特性に応じて鑑別、治療等も行っていくため、学校模倣の限界を指摘し、少年教護の「学校教育以上の教育化」を唱えていた。

戦時厚生事業下で少年教護事業の再編が進む中で、教護事業の模範を学校に求めた者は、国民学校令と目的を共有し、皇国民錬成を目指す教育体制に迎合

していった（佐々木・藤原、2000：508-522）¹⁵。

一方、菊池は戦時下においてもなお、少年教護院は「模を学校に採るよりも、寧ろ学校に向って模を示すべきもの」と考え、「将来の少年教護院は、学校化思想を超越して、真の教育に生きるの覚悟を以て善処せねばならぬ」と述べた（菊池、1942：39-41）。

そのため、少年教護院の学校化思想が国民学校と目的を同じくして、少年教護院を「産業戦士錬成工場」、「農業拓士錬成工場」と見なしていることに反対し、少年教護の「学校教育以上の教育化論」を主張することで、少年教護の本質の確認を呼びかけた（菊池、1943：9）。

戦後、菊池はこの事情について取り上げ、児童の観点からの教育化論を唱えて抵抗したことを、下記のように述べている。

「戦時中は人間活動の中の一、二を強調し他を顧みない偏重教育に陥った軍事一点張の教育となった 人格の自由が著しく抑圧された 科学的に見ても精神的に見ても片輪の教育であった（中略）之と同時に教護界では天皇中心国民道徳中心の教育程度から一步進出して真影奉安所の神社化ということが一風潮となった 国民道徳としての神社崇拜から民族宗教として神社崇拜の実情を呈するようになった 極端に言えば天皇崇拜教の観があった 学校化主張論者は大体意識してここに至ったか若は無意識的に此処に至ったものである 独り教育化主張論者は之に反対した」（菊池、1967a：54）

この発言からは、菊池が戦時下において人格の自由を抑圧した偏重教育へ反対していたことが確認でき、人格の自由を維持するために抵抗したことを下記のようにも述べている。

「漸く人格の発見があつてから我国では軍国主義が勃興して、児童の人格を重視するようになった。極言すれば、児童を国家の人的資源と看做し国家社会の為にとという实用主義が横行するようになった。特に非行少年の福祉増進につきては軍国的教育が中心点となる傾向が生じた。国民学校化の傾向が著しくなり神社思想を本位とする思想が生ずるようになった。超国家、国家絶対、没個人的な風潮まで生ずるようになった。（中略）之に反対して自由人格主義の孤独を守らんとする人々も少なくなかった」（菊池、1967b：154-155）

菊池は少年教護事業の国民学校化は国家の人的資源論の下に吸収されたこと

を指摘しながら、菊池自身は国民学校化の動きに反対し、従来から主張してきた少年教護の「学校教育以上の教育化」を唱えることで、児童の自由な人格保障を保とうとしたことを証言している。すなわち、菊池は戦時厚生事業下においても思想的転向をせず、少年教護の「学校教育以上の教育化」論によって、人的資源論に依拠した児童保護事業に抵抗し、児童の観点からの人格保障を求めたのである。

6. 小括

以上、概観してきたように、菊池の児童保護思想は観念論的な性格を有し、戦時厚生事業に対しては、自由主義の立場から非協力的な社会事業理論を保持し、時に表面は時局迎合的態度をとりながら、本音は自由主義を保っていたように位置づけられる。

個人と社会・国家あるいは個人の権利と社会・国家の保護義務との調和・統一関係の矛盾は拭いきれないが、同じような思想的系譜である山口正や小澤一、矢吹慶輝らが調和・統一思想を全体主義的な厚生事業理論に変質させたのに対し、菊池は厚生事業理論には向かわなかった。それどころか逆に、「新体制」の方向性に対する批判を示す際に調和・統一思想を用いていたように思われる。

総じて、菊池は教護実務の中で強固に形成された個人の生存権に注目した「児童の権利」思想を根幹としながら、一般的に言われるような西田哲学、仏教思想の全体主義への埋没とは異なる立場を取り、個人と社会・国家との調和・統一思想を家族国家観に反映させることなく、むしろ、調和・統一思想によって「新体制」の方向性に対して社会事業の本質を見失いつつあると疑問を提起していたと評価できるだろう。

また、戦前・戦後の連続・継承という観点から見れば、「人的資源」として拡大していった戦時厚生事業下の政策的概念として浮上した「児童福祉」とは別に、児童の観点に立脚して児童の福祉を図るための児童福祉思想が実務の中で浮上していたことを確認でき、菊池の児童保護思想は戦後児童福祉法制との連続・継承を確認する貴重な業績と評価できるだろう。

本稿では、戦時厚生事業下における菊池の児童保護思想の様相を明らかにす

ることを中心としたため、目まぐるしく変化していく戦時下の国家施策の分析が曖昧であったことは否めない。

さらに、菊池は聖徳太子の十七条憲法等にも注目して日本人の思想や文化について述べているが（菊池、1937c、1939c）、その内実は検討できなかった。

仏教思想の観点から、菊池が山口までは露骨ではないにしても、小澤、矢吹のように躊躇しながら調和・統一思想を全体主義と重ねる側面もなかったのか再検討すること、あるいは生江孝之のように、調和・統一思想を純粹に宗教（仏教）理念に回帰させようとして住職に転じたのか検討すること、関連して、菊池の個人、社会・国家との調和・統一関係を明確にし、仏教社会事業から菊池の業績を評価していくこと等は今後の課題である。他日を期したい。

付録一戦時厚生事業下菊池俊諦略歴・文献目録

①略歴

年 代	菊池の略歴	社会情勢
1937（昭和12）年	2月栃木県少年教護委員会にて「少年教護問題」を講じる 7月東京市荒川区役所座談会にて「少年教護雑説」を講じる	3月母子保護法公布 7月盧溝橋事件を発端に日中戦争開始
1938（昭和13）年	7月秋田市講習会にて「少年教護事業大観」を講じる	1月厚生省設置（社会局に児童課設置） 4月国家総動員法公布 同月社会事業法公布
1939（昭和14）年	4月叙勲三等瑞宝章授与 同月、埼玉県少年保護協会にて「対少年の心構」を講じる 10月東京放送局「時局下における少年の善導」を放送 同月仙台放送局「少年教護について」を放送 同月宮城県立修養学園（現さわらび学園）創立30周年記念式典に参加 12月日本少年保護協会少年	3月司法保護事業法公布 10月第4回全国児童保護事業大会厚生大臣「人的資源涵養に関する児童保護方策」諮問

	保護職員講習所（所長森山武市郎より依頼）にて講師、「少年教護事業」を担当	
1940（昭和15）年	1月少年教護についての放送 5月司法保護協会少年保護職員講習所（所長森山武市郎より依頼）にて講師、「少年教護事業」を担当 同月中央講習会にて講師、「少年教護事業に就て」を担当	4月国民体力法公布 5月国民優生法公布 8月日本社会事業研究会、紀元二千六百年記念社会事業大会の準備にて「日本社会事業の再編成要綱」を策定 9月中央社会事業委員会答申「児童保護に関する具体的方策（時局下児童保護急施に関する件）」 同月日本少年教護協会、満州視察 10月紀元二千六百年記念全国社会事業大会開催、日本社会事業研究会編『日本社会事業新体制要綱－国民厚生事業大綱』配布 同月大政翼賛会結成
1941（昭和16）年	1月勅任官を以て待遇される 3月武蔵野学院長退職、依願免本官 同月厚生省社会局事務取扱嘱託 4月叙正四位 8月厚生省人口局事務取扱嘱託（母子課勤務）	1月「人口政策確立要綱」が閣議決定 3月国民学校令公布 同月少年教護法改正 7月「臣民の道」を各学校へ配布 8月人口局母子課に児童課が統合 12月マレー半島真珠湾攻撃を発端に太平洋戦争（大東亜戦争）勃発
1942（昭和17）年	11月厚生省生活局事務取扱嘱託（保護課勤務） 12月願により生活局事務取扱を解かれる	1月少年法全国実施 5月大東亜建設に対する文教政策
1943（昭和18）年	6月石川県羽咋へ帰住、以降、安専寺住職に専念 10月少年教護法施行10周年記念行事において、少年教護事業功労者として表彰され、全国少年教護院長事務打合せ	10月日本少年教護協会少年教護法施行10周年記念行事開催

	(於厚生省大会議室) に来賓参加	
1944 (昭和19) 年		3月少年教護事業中央講習会
1945 (昭和20) 年		8月敗戦

②文献目録

1937 (昭和12) 年 (62歳)

タイトル	出版社・発表雑誌	備考
巻頭言	日本少年教護協会『児童保護』7巻1～12号	
美はしの星 (一)、(二)、(三)、(完)	日本少年教護協会『児童保護』7巻3～6号	武田稔の筆名を使用
社会省と少年教護事業	日本少年教護協会『児童保護』7巻8号	
少年教護法実施満3周年に際し過去3ヶ年の業績を回顧して (一)、(完)	日本少年教護協会『児童保護』7巻10～11号	
教護概念の確立	大阪府社会事業連盟『社会事業研究』25巻11号	
聖徳太子の仰ぎまつる私の心	四天王寺事務局『四天王子』3巻7号	
『少年教護講案』	未刊行	・少年教護雑説 (東京市荒川区役所座談会、1937年7月) ・少年教護事業大観 (秋田市講習会、1938年7月) ・対少年の心構 (埼玉県少年保護協会主催、1939年4月17日)

1938 (昭和13) 年 (63歳)

タイトル	出版社・発表雑誌	備考
巻頭言	日本少年教護協会『児童保護』8巻1～12号	

少年教護委員の任務に就きて (1)～(12)	日本少年教護協会『児童保 護』8巻1～12号	
『国民精神作興詔書(再版)』	成田学園	初版は『国民精神作興 詔書摘解いろは歌』武 蔵野学院発行、1924
『少年教護事業文献目録』	日本少年教護協会	編著者
教護院生活感想	科学ペンクラブ『科学ペン』 7月号	
『備忘録』(上)(中)(下)	未刊行	「少年教護に関する映 画作製打合せ会次第」 付属資料、その他、専 門雑誌発表分の論文概 要等を所収

1939(昭和14)年(64歳)

タイトル	出版社・発表雑誌	備考
巻頭言	日本少年教護協会『児童保 護』9巻2～3号	
少年教護院に於ける生活面	日本少年教護協会『児童保 護』9巻8号	
武蔵野学院に於ける社会事業 職員養成所を語る	日本少年教護協会『児童保 護』9巻12号	
教護断想	東京家庭学校『人道』5月 号	
少年教護に関する諸問題	教育思潮研究会『教育思潮 研究-青年教育』13巻1輯	
阿部先生を想ふ	教育思潮研究会『教育思潮 研究-社会教育』13巻2輯	阿部重孝(東京帝国大 学)
少年教護従事者の指導に就い て	中央社会事業研究会『社会 事業』23巻5号	
社会病理的現象に就いて	大阪府社会事業連盟『社会 事業研究』27巻1～2号	
教護の立場より見たる母子保 護	大阪府社会事業連盟『社会 事業研究』27巻9号	

聖徳太子の教訓を仰ぎて	四天王寺事務局『四天王子』 5巻3号	
『少年教護』	未刊行	・「少年教護事業講案」 (日本少年保護協会少年保護職員講習所、 1939年12月14、22日) ・「少年教護問題」(栃 木県少年教護委員会そ の他、1937年2月16 日)
『少年教護について(放送原稿)』	未刊行	東京放送局(1939年 10月10日放送)、仙台 放送局(1939年10月 31日放送)での放送 原稿等

1940(昭和15)年(65歳)

タイトル	出版社・発表雑誌	備考
本邦少年教護事業の発達概観(一)、(二)、(三)、(完)	日本少年教護協会『児童保護』10巻3~6号	(一)から(三)までは番号が振られているが最終論文には番号がないため、便宜上(完)とした
盟友武田君を憶ふ	日本少年教護協会『児童保護』10巻3号	武田慎治郎(武田塾)
武蔵野学院の創立を語る	日本少年教護協会『児童保護』10巻7号	
新居会長を送り熊谷会長を迎ふ	日本少年教護協会『児童保護』10巻8号	新居善太郎(厚生省社会局長) 熊谷憲一(内閣情報部長)
少年教護院の昔と今	日本少年教護協会『児童保護』10巻9号	
大羽君を憶ふ	日本少年教護協会『児童保護』10巻12号	大羽昇一(厚生省社会局嘱託)
直感的教育と曲線的教育	皇国青年教育協会『青年教育研究』5月号	

矛盾の事実に就いて (上)、 (下)	大阪府社会事業協会『社会事業研究』28巻7～8号	
全国社会事業大会の感想	大阪府社会事業協会『社会事業研究』28巻12号	
教護実家のなやみ	日本精神衛生協会『精神衛生』10月号	
『少年教護』	未刊行	「少年教護思想講案」 (中央講習会、少年保護会、1940年5月)
『少年教護新論』	未刊行	新思想、語辞、思想、 国民学校令等に関する記述
『教護雑資料』	未刊行	1940年中央社会事業 総会資料、1941年国民 学校令、厚生省人口局 体力手帳等を所収

1941 (昭和16) 年 (66歳)

タイトル	出版社・発表雑誌	備考
少年教護事業の将来	日本少年教護協会『児童保護』11巻1号	
拓殖教護院創設の議	日本少年教護協会『児童保護』11巻3号	
退任の辞	日本少年教護協会『児童保護』11巻5号	武蔵野学院長の退任
少年教護事業革新論 (一)、 (二)	日本少年教護協会『児童保護』11巻6号、8号	番号が振られていない ため、便宜上番号を振 った
教護行政に関する諸問題	日本少年教護協会『児童保護』11巻9号	
教護院内に於ける諸問題	日本少年教護協会『児童保護』11巻10号	
日本少年教護協会の沿革を語る	日本少年教護協会『児童保護』11巻11号	

教護院外に於ける諸問題	日本少年教護協会『児童保護』11巻12号	
序	武田きし編『武田慎治郎記念誌』武田塾	
『武蔵野学院二十年史』	武蔵野学院浴風会（自費出版）	「武蔵野学院に於ける社会事業職員養成所を語る」（1939）、「本邦少年教護事業の発達概観」（1940）、「武蔵野学院の創立を語る」（1940）を加筆、修正して収録

1942（昭和17）年（67歳）

タイトル	出版社・発表雑誌	備考
『少年教護論』	成美堂書店	・文部省推薦 ・「少年教護委員の任務に就きて」（1938）、「少年教護革新論」（1941）、「教護行政に関する諸問題」（1941）、「教護院内に於ける諸問題」（1941）、「教護院外に於ける諸問題」（1941）を加筆、修正して収録

1943（昭和18）年（68歳）

タイトル	出版社・発表雑誌	備考
少年教護今昔物語	日本少年教護協会『児童保護』13巻5号	虚堂生の筆名を使用
少年教護法の誕生まで	日本少年教護協会『児童保護』13巻10号	
『全国少年教護院に関する調査』	日本少年教護協会	編著者
『宗教・教育問題目録』	未刊行	

※1942（昭和17）年以降の論文等について

矯正図書館菊池文庫『少年問題目録』（1968）では菊池が記憶の範囲で年代ごとに著書、論文、手書き原稿を列記しており、1942（昭和17）年以降には『事業家の要性』、『少年の処遇』、『少年問題の二面』、『朝鮮司法保護』の論文タイトルが記載されているが（同書、9）、矯正図書館菊池文庫でもそれらは未確認である。

また、年代混合書として、『昭和18年以前雑稿1冊』、『昭和18年以前映画等1冊』、『昭和16年以降雑資料（異常人格、難産児等）1冊』、『昭和14、15年講習会資料1冊』とあるが（同書、15）、未確認である。

<略歴・目録作成上の参考文献>

菊池俊諦『武蔵野学院20年史』（自費出版、1941）、同『少年問題目録』（矯正図書館菊池文庫、1968）、同『児童福祉百題』（自費出版、1971）、浦辺史「児童・少年保護立法の発達」青山道雄他編『家族問題と家族法Ⅳ』（酒井書店、1957）、佐々木光郎・藤原正範『戦前感化・教護実践史』（春風社、2000）、寺脇隆夫・石原剛志『児童保護別冊』（日本図書センター、2005）を参照して作成。未刊行の原稿は、矯正図書館のホームページ（<http://www.jca-library.jp/>）の文献検索を活用、参照した。

注

¹ 感化法は1933（昭和8）年の改正に伴い、少年教護法へと改称し、少年教護事業と改組された。本稿では、感化法時代の説明には感化教育を、少年教護法時代の説明には少年教護を使用する。

² 非行児童処遇史における菊池の児童保護啓蒙活動の意義については、別稿（竹原、2009b）で取り上げたので参照されたい。

³ 児童保護協会『児童保護』3巻10月号（1928）から菊池が兎角子の筆名で連載した「児童保護問答」は、小原が成城学園から独立して創立した玉川学園の出版部から『児童保護論』として1931（昭和6）年に刊行された（中野、1992：50、68）。菊池と小原の直接的な接触は確認できないが、児童保護協会『児童保護』4巻6月号（1929）では、「親の愛」（小原國芳第一義）というコラムが掲載されている（同書、15）。おそらく、編集人が小原の著書か

ら引用したと思われるが、誰が引用したかは定かではない。ただし、『児童保護』は菊池の個人雑誌的性格が強かったことを踏まえると（石原、2000：119）、菊池が引用したと予想される。

⁴ 人類愛の覚醒は『社会事業要綱』3訂版で主張されていく（一番ヶ瀬、1983b：421）

⁵ 菊池が1902（明治35）年に浄土宗高等学院教員として教育学を講じた際に、矢吹は菊池から講義を受けており（松屋、1983：2）、そうした関係から、後に武蔵野学院社会事業職員養成所講師として迎えられた（菊池、1939b：52-56）。

⁶ 引用部分の初出は矢吹慶輝「社会事業概説」『社会政策講義録』、1923

⁷ 引用部分の初出は矢吹慶輝「社会事業と思想問題」『社会と救済』、1920

⁸ 引用部分の初出は矢吹慶輝「近代社会事業の根本精神」『社会政策時報』、1920

⁹ 『日本社会事業新体制要綱』の末尾「日本社会事業研究会趣意書」には、「昭和三年、三火会として結成し昭和十二年十月、日・社・研と改称改組す」と記載があり（日本社会事業研究会、1940：96）、同研究会の前身が「三火会」であることが確認できる。「三火会」は研究者、実務家の有志が結成した社会事業研究グループであり、磯村英一、牧賢一らが参加していた（重田・吉田、1977：30-35）。

¹⁰ 大河内は『社会政策の基本問題』増訂版序文において、戦時下における社会政策は「生産力拡充」の一翼としての意義を持ち、生産要素たる「人的資源」のための政策として存在している」旨を述べている（大河内、1944：15）。

¹¹ 伊藤は児童課勤務の森健蔵、船本数江、大場昇一（伊藤の誤植であり、実際は大羽昇一）との分担執筆である旨を示している（伊藤、1939：2）。なお、同書及び森、船本、大羽の経歴等の解説は丹野（1995）を参照。

¹² 引用部分は『児童保護』次号（7巻11号）でも再度掲載され、2号連続で同じ巻頭言が掲載されたが、これが作為的なのか誤植なのかは不明である。

¹³ 菊池が1968（昭和43）年に作成した文献目録『少年問題目録』（矯正図書館菊池文庫）では、「昭和41年石川県社会福祉会館へ児童福祉参考書類と（『感化事業回顧三十年原稿』とを－筆者注）一括寄贈す」と記載されており（同書、

4)、その所在を同会館に問い合わせたところ、図書整理によって現在は消滅していたことが明らかとなった(2009年8月11日電話連絡)。しかし、筆者が古本で入手した「感化教育」『社会政策大系8巻』大東出版社(1927、別刷)、『菊池俊諦氏還暦記念文集』(1936)には「菊池俊諦氏寄贈」の印とともに「石川県社協研修所43.7.30」の印が押されており、前者は「菊池蔵書」という印が押され、後者は日付印の上から「除籍」の印が押されていることを確認した。社協研修所は何の略称か特定する必要があるが、一般的に考えれば、社会福祉会館の中に社会福祉協議会が設置され、その研修室が存在していたと思われる。いずれにしても、同会館に菊池文庫(菊池蔵書)が存在していたことは確かである。なお、戦後の菊池文庫に関しては、2010(平成22)年5月開催の第12回社会事業史学会において「菊池俊諦の戦後児童福祉思想に関する研究－菊池文庫の遺稿調査を中心として」と題して報告を行い、検討を加えたことも付記しておく。

¹⁴ 地方児童福祉委員とは、現在児童福祉法8条「児童福祉審議会等」に規定される都道府県児童福祉審議会の委員(現在は任期2年)の前身であり、1949(昭和24)年児童福祉法改正で現在の名称に変更された。この時期の地方児童福祉委員は、1948(昭和23)年閣議決定「浮浪児根絶緊急対策要綱」に基づき、浮浪児問題の調査や保護が期待されていたが(第5回国会(特別会)答弁書6号内閣参甲第九号昭和二十四年二月二十三日)、菊池の任期や活動実態等は不明である。なお、石川県社会事業協会の現在の活動は確認できなかった。しかし、同協力が財団法人であり、同協力会長直山與二(当時)が石川製作所創業者であったことを考えると(同社ホームページ<http://www.ishiss.co.jp/>)、企業メセナのような活動であったことも予想される。

¹⁵ 菊池退職後、「武蔵野学院における教育は、大きく方向を変え、超国家主義皇民教育の徹底へと向かった」とされる(山口、2010:123)。

参考・引用文献

一番ヶ瀬康子編『社会福祉古典叢書4生江孝之集』鳳書院、1983a(初出は生江孝之『社会事業綱要』巖松堂、1923)

一番ヶ瀬康子「生江孝之の生涯と業績」同編、前掲書所収、1983b

- 石原剛志「菊池俊諦の人物情報・文献情報に関する調査」『名古屋大学教育学部紀要（教育学）』46巻2号、2000
- 石原剛志「1920年代における社会事業の「教育化」論－菊池俊諦の「社会事業の教育化」論の検討を中心に」『長野大学紀要』26巻1号、2004
- 石原剛志「菊池俊諦児童保護論の展開と「児童の権利」概念」『中部教育学会紀要』第5号、2005a
- 石原剛志『『児童保護』誌にみる感化院・少年教護院実務者の課題認識と論調』『児童保護別冊』日本図書センター、2005b
- 石原剛志「総力戦体制下における児童保護事業の児童観」社会事業史学会第11回大会報告資料、2009
- 伊藤清『児童保護事業』常磐書房、1939
- 大河内一男『増訂版社会政策の基本問題』日本評論社、1944
- 菊池俊諦『感化教育』教育研究会、1923
- 章水（菊池俊諦）「昭和録」『感化教育』11号、1928a
- 章水（菊池俊諦）「昭和録」『感化教育』13号、1928b
- 虚堂生（菊池俊諦）「児童の権利」児童保護協会『児童保護』4巻7月号、1929
- 菊池俊諦『児童保護論』玉川学園出版部、1931
- 菊池俊諦「回想録」菊池俊諦氏還暦祝賀会編『菊池俊諦氏還暦記念文集』菊池俊諦氏還暦祝賀会、1936
- 菊池俊諦「巻頭言」『児童保護』7巻10号、1937a
- 菊池俊諦「教護概念の確立」『社会事業研究』25巻11号、1937b
- 菊池俊諦「聖徳太子を仰ぎまつる私の心」『四天王寺』3巻7号、1937c
- 菊池俊諦「巻頭言」『児童保護』8巻11号、1938
- 菊池俊諦「少年教護事業員の指導に就いて」『社会事業』23巻5号、1939a
- 菊池俊諦「武蔵野学院に於ける社会事業職員養成所を語る」『児童保護』9巻12号、1939b
- 菊池俊諦「聖徳太子の教訓を仰ぎて」『四天王寺』5巻3号、1939c
- 菊池俊諦「矛盾の事実」に就いて（上）『社会事業研究』28巻7号、1940a
- 菊池俊諦「全国社会事業大会の感想」『社会事業研究』28巻12号、1940b
- 菊池俊諦「少年教護事業の将来」『児童保護』11巻1号、1941a

- 菊池俊諦「少年教護事業革新論」『児童保護』11巻6号、1941b
- 菊池俊諦『少年教護論』成美堂書店、1942
- 虚堂生（菊池俊諦）「少年教護今昔物語」『児童保護』13巻5号、1943
- 菊池俊諦『児童福祉の諸問題について』石川県社会事業協力会、1948
- 菊池俊諦『少年問題雑感（二）』矯正図書館菊池文庫、1966
- 菊池俊諦『国立感化院の創設（一）』矯正図書館菊池文庫、1967a
- 菊池俊諦『少年問題雑感（一）』矯正図書館菊池文庫、1967b
- 厚生省社会局『児童保護の重要性に就て』厚生省社会局、1940
- 小坂国継「西田幾多郎とW.ジェイムズ」『デューイ学会紀要』29号、1988
- 佐々木光郎・藤原正範『戦前感化・教護実践史』春風社、2000
- 佐藤進編『社会福祉古典叢書5田子一民・山崎巖集』鳳書院、1980（初出は田子一民『社会事業』帝国地方行政学会、1922）
- 重田信一・吉田久一編『社会福祉の歩みと牧賢一』全国社会福祉協議会、1977
- 竹原幸太「非行児童保護における菊池俊諦の感化教育論－大正少年法への対抗に焦点を当てて」『司法福祉学研究』9号、2009a
- 竹原幸太「非行児童処遇史における児童保護意識の発展－菊池俊諦の児童保護啓蒙活動に注目して」『東北公益文科大学総合研究論集』17号、2009b
- 丹野喜久子「伊藤清『児童保護事業』解説」『戦前期社会事業基本文献集13 児童保護事業』日本図書センター、1995
- 徳岡秀雄『宗教教誨と浄土真宗』本願寺出版社、2006
- 直山與二「刊行のことば」菊池、前掲書、1948
- 仲村元・武田清子監修『近代日本哲学思想家辞典』東京書籍、1982
- 中野光「戦間期日本における「子どもの権利」論」中央大学教育学研究会編『教育学論集』34集、1992
- 日本社会事業研究会編『日本社会事業新体制要綱－国民厚生事業大綱』常盤書房、1940
- 日本少年教護協会「資料」『児童保護』11巻5号、1941
- 日本少年教護協会「全国少年教護院長事務打合会会議録」『児童保護』13巻11・12号、1943
- 笛木俊一「田子一民『社会事業』の解題」『戦前社会事業基本文献集26 社会事

- 業 田子一民著『日本著書センター、1996
- 藤原喜代蔵『明治大正昭和思想学説人物史』三巻、東亜政経社、1943
- 牧賢一「新体制下に於ける児童保護事業の理念に就て」『児童保護』15巻9号、1940
- 牧野英一『最後の一人の生存権』警醒社書店、1924
- 松矢勝宏「解説」児童問題史研究会監修『日本児童問題文献選集第一期第7巻児童保護論 菊池俊諦著』日本図書センター、1983
- 山口正「厚生事業と改称せよ」『社会事業研究』27巻6号、1939a
- 山口正「厚生事業の方法」『社会事業研究』27巻8号、1939b
- 山口正「厚生事業の構造及び体系」『社会事業研究』27巻9号、1939c
- 山口正「新体制への通路」『社会事業』24巻4号、1940
- 山口正「厚生の保護について」『社会事業研究』29巻3号、1941
- 山口泰弘『規律教育は子どもの心を育てない』明石書店、2010
- 吉田久一『昭和社会事業史』ミネルヴァ書房、1972
- 吉田久一『社会事業理論の歴史』一粒社、1974
- 吉田久一編『社会福祉古典叢書6 渡辺海旭 矢吹慶輝 小沢一 高田慎吾集』鳳書院、1982a
- 吉田久一「解説」同編、前掲書所収、1982b
- 吉田久一『改訂増補版現代社会事業史研究』川島書店、1990
- 吉田久一『全訂版日本社会事業の歴史』勁草書房、1994
- ※『児童保護』は児童保護協会と少年教護協会発行のものがあるため、児童保護協会発行のものにはその旨を記載した。

謝辞

本稿は、東北公益文科大学奨励研究「菊池俊諦の児童福祉思想に関する研究」(2009.4~2011.3)の研究助成を得て、2009(平成21)年9月開催の日本社会教育学会第56回大会において「戦時厚生事業下における菊池俊諦の児童保護思想」と題して報告したものに加筆、修正を加えたものである。矯正図書館菊池文庫の複写に際しては、矯正図書館職員の方にお世話になった。また、菊池文庫の調査においては石川県社会福祉会館の職員の方にもお世話になった。この場を借りて、協力して下さった方々に感謝申し上げる。